

(2) 物品の購入等の競争参加資格審査における項目設定の事例

	1	2
市名	川崎市	新潟市
担当課名	財政局契約課	財務部契約課
連絡先	044-200-3695	025-226-2213
1 導入時期	平成19年4月	平成21年4月
2 男女共同参画等の項目名	男女共同参画	男女共同参画
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、配点(男女関係点数/社会性を評価する項目の合計点数))	<p>・平成17年度から本市独自の事業者の評価として「主観評価項目制度」を実施しており、その評価項目の一つとして平成19年度から男女共同参画を追加。</p> <p>・評価項目:次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している事業者:10点/60点(主観評価項目制度実施要綱第2条1号に該当する項目)</p>	<p>物品契約については、特に評価・採点は実施していないが、入札資格審査申請項目に以下の項目を加えることにより男女共同参画の推進を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度を就業規則等に規定している。 ・介護休業制度を就業規則等に規定している。 ・現在までに、育児・介護休業の取得があった。 ・育児や介護をする職員の勤務時間の短縮やフレックスタイム制度の導入等をしている。
4 申請等に必要書類	都道府県労働局受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届」	男女共同参画の取組の必要性について周知・推進を図るため、雇用状況の確認項目として、雇用に義務付けが求められる障害者雇用・高齢者雇用状況と合わせて男女共同参画に係る雇用状況を項目立てすることとした。
5 実施に当たって留意・工夫した点	<p>主観評価項目制度自体が、事業者の技術力の向上及び社会的貢献への意欲の向上を図る目的で実施しており、男女共同参画もその一環として導入した。</p> <p>なお、当該制度の登録申請できる事業者は、市内事業者の保護・育成の観点から市内業者(本店所在地が本市内)又は準市内業者(本市内に事業所・営業所がある業者)に限定している。</p> <p>また、当該制度の登録自体は、任意申請であり、競争入札参加資格申請の必須要件ではない。</p>	現状では、特に男女共同参画について考慮すべき物品契約案件がないことから、現段階では評価・加点について検討していない。
6 取組の実績・効果	事業者の社会貢献への意欲の向上	
7 今後の課題	現時点では、制度の見直し等の予定はない。	
8 その他特記事項	項目3における点数は、本市独自の制度内での得点であり、経審点に加点するものではない。	
9 参考URL	http://keivaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/keiyakukitei.htm	

	3	4
市名	広島市	北九州市
担当局課名	財政局物品契約課	契約室管理課
連絡先	082-504-2083	093-582-2545
1 導入時期	平成20年1月	平成20年10月
2 男女共同参画等の項目名	男女共同参画・子育て支援	子育て支援、男女共同参画
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、配点(男女関係点数/社会性を評価する項目の合計点数))	<p>申請者が基準日において、以下のいずれか1つでも当てはまる場合:1点/7点</p> <p>1 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している。(労働者100人以下の事業所に限る。)又は同法第13条認定(労働者101人以上の事業所。)されている場合</p> <p>2 基準日前5年以内に次のいずれかの表彰を受けている。</p> <p>ア 内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞、女性のチャレンジ賞特別部門賞 (申請者が法人の場合、その代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。)</p> <p>イ 内閣府が行う「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰(申請者が法人の場合、その代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。)</p> <p>ウ 厚生労働省が行う均等・両立推進企業表彰</p> <p>エ 広島市男女共同参画推進事業所表彰</p>	<p>1 国、福岡県または北九州市の表彰の受賞を受けている者で、登記簿上の本社・本店が北九州市内にある事業者、又は北九州市内にある支店、営業所等の長等に北九州市との契約に関する権限を委任する事業者に加点する:2点/10点</p> <p>2 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している者で、登記簿上の本社・本店が北九州市内にある事業者、又は北九州市内にある支店、営業所等の長等に北九州市との契約に関する権限を委任する者に加点する。ただし、常用雇用者数101人以上の場合は、行動計画に定めた目標を達成している事業者:2点/10点 (平成24年10月から常用雇用者数を変更)</p>
4 申請等に必要書類	<p>1 ・基準適合一般事業主認定通知書の写し(常用雇用者数101人以上の場合)</p> <p>・一般事業主行動計画策定届(都道府県労働局の受付印のあるもの)の写し(常用雇用者数100人以下の場合)</p> <p>2 子育て支援・男女共同参画推進に対する表彰状の写し</p>	<p>1 子育て支援・男女共同参画推進に対する表彰状の写し</p> <p>2 ・基準適合一般事業主認定通知書の写し(常用雇用者数101人以上の場合)</p> <p>・一般事業主行動計画策定届(都道府県労働局の受付印のあるもの)の写し(常用雇用者数100人以下の場合)</p> <p>(平成24年10月から常用雇用者数を変更)</p>
5 実施に当たって留意・工夫した点	<p>社会的貢献度の高い業者が受注しやすい環境を作るため、登録種目のうち等級格付けを行っている「建築物清掃」及び「常駐警備」について審査事項に主観点として導入することとした。</p>	<p>社会貢献等の高い地元企業を育成し、地域経済振興のため、従来より取り組んでいる「地元企業優先発注」をより促進させる。</p>
6 取組の実績・効果	<p>平成20年～平成25年の物品等に係る競争入札参加資格申請における「建築物清掃」及び「常駐警備」について審査事項に主観点として導入し、業者の男女共同参画等についての認識を深めることができた。</p>	<p>標記項目の導入時(H20・21年度)は、対象企業2,836社中25社であったが、次回受付時(H22・23年度)では、対象企業2,910社中45社に増加しており、社会貢献の認識が高まってきている。</p>
7 今後の課題		<p>・年々地元企業の社会貢献意識は高まってきているが、対象業者の約3.3%程度である。</p> <p>・評価項目を導入し4年しか経過していないため、今後の推移を注視していきたい。また、項目について現在のところ変更の予定はないが、他都市の動向等を参考にしながら、必要に応じて検討することが望ましいと考える。</p>
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/00000000000000/1192326955926/index.html	